

精神障害者社会復帰支援事業の取扱い

精神科等に通院している方の自立と社会参加の促進を図ります。

平成17年度は旧市町の制度のまま新市に引継ぎ、平成18年4月から大井町の制度に統一する方針です。

合併時～平成18年3月末		平成18年4月以降
旧上福岡市	旧大井町	大井町の制度に統一
対象者 精神科等に 通院している方	①主として総合失調症などで、本人の参加意欲及び家族の協力がある方 ②通院治療を受け主治医の了解が得られる方	
内容 料理、スポーツ、創作、社会見学等の実施（月1回）	グループ活動を中心としたプログラムを月2回実施 ①日常生活習慣の確立 ②対人関係の学習と拡大 ③社会体験及び生活圏の拡大 ④生活の質の向上 ⑤体力づくり ⑥その他社会復帰に役立つもの	

精神障害者居宅介護等事業の取扱い

精神障害者の生活の質の向上及び社会参加促進のため、一定の要件を満たしている人を対象に、家事・身体介護・移動介護な

どを実施しています。自己負担額は、利用者世帯の前年度所得税額に応じて無料から1時間当たり950円です。

この事業は、両市町で実施しているため、合併後も変更ありません。

精神障害者短期入所事業の取扱い

在宅の精神障害者を介護している人が疾病などの理由から居宅で介護することが一時的に困難になった場合、施設等に短期間入所（原則7日間）できます。

大井町の単独事業のため、合併後は地域を拡大して実施する予定です。

精神障害者地域生活援助事業の取扱い

グループホームを設置する法人等に対し、運営に要する経費に補助金を交付することにより、グループホームで生活を望む精神障害者の自立生活を促進します。

この事業は、両市町で実施しているため、合併後も変更ありません。

高齢者ホームヘルプサービス事業の取扱い

日常生活を営むのに支障のある高齢者世帯に対し、ホームヘルパーを派遣し、適正な家事等を行うことにより生活の向上を図ります。

この事業は、両市町で実施しているため、

合併後も変更ありません。

療育ネットワークの取扱い

保健センターの乳幼児健診を通して、心身障害児等や児童虐待を早期に見見するとともに、福祉事務所や保健センター、子育て支援センターとのネットワーク化を進め、複数の機関にまたがる対応と援助を総合的にを行います。

都市政策部会

緑地愛護会・公園愛護会運営事業の取扱い

大井町では、近くにある公園や緑地、緑道の清掃や草むしりなどを行い、良い環境づくりに協力する「愛護会」に対して報償金を交付しています。各愛護会は、年間計画を立て、定期的に花壇に草花を植えたり、落葉掃きやゴミ拾いなどの活動を積極的に行っています。

大井町単独事業のため、合併後は地域を拡大して実施する予定です。

面 積	報償金の積算方法
100㎡未満	年間 5,000円＋45円／㎡
100㎡以上200㎡未満	年間10,000円＋45円／㎡
200㎡以上	年間20,000円＋45円／㎡